

第2章 子どもの貧困対策の基本的な考え方

1 子どもの貧困対策の目的

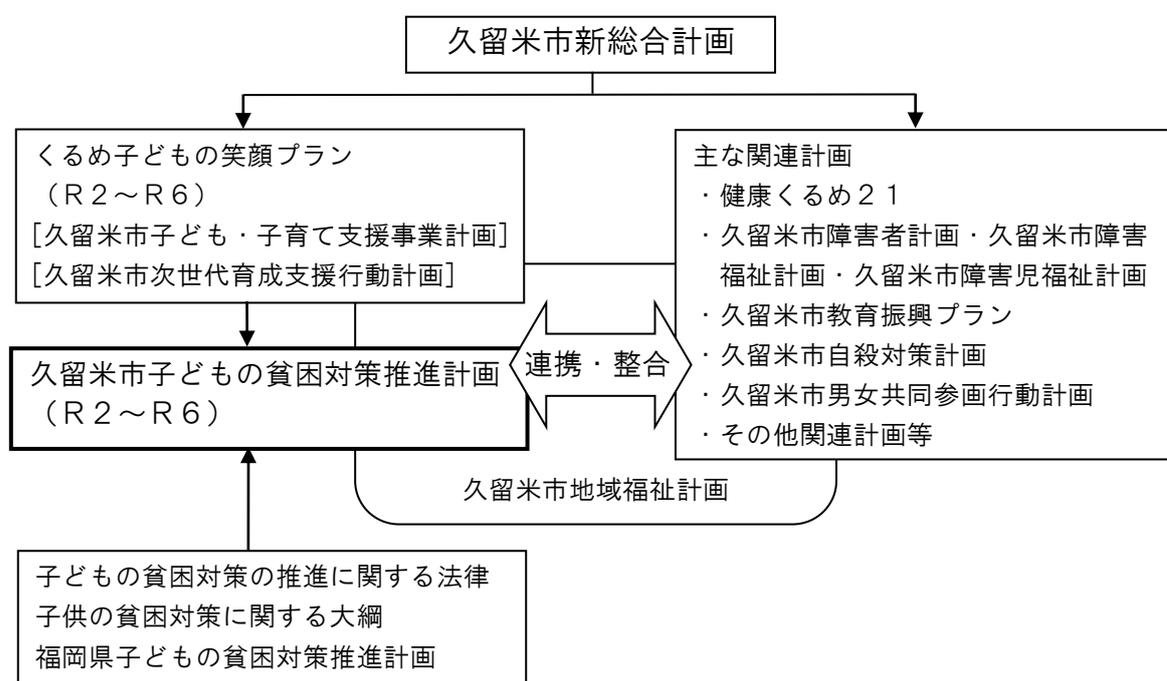
経済的なことをはじめとする家庭の様々な困りごとは、子どもの生活環境や周囲との関係づくり、頑張ろうという意欲など、子どもが生きていく上でのベースとなる部分に影響を及ぼします。

この状態を克服するためには、子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備と教育の機会の均等を図っていくことが重要です。

子どもの健やかな成長を保障する社会を実現するため、子どもを未来に向けて育む支援としての子どもの貧困対策に取り組むものです。

2 計画の位置づけ

本計画は、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」に基づく市町村計画として「子供の貧困対策に関する大綱」等の趣旨を踏まえ策定するものです。また、「久留米市新総合計画」及び「くるめ子どもの笑顔プラン」を上位計画とし、計画の推進にあたっては、関連する本市の各計画との連携・整合性を図ります。



3 計画期間

計画期間は令和2年度から令和6年度までの5年間とします。ただし、法律や大綱、社会環境の変化、上位計画である市総合計画及び子どもの笑顔プランの策定等の状況により、必要な見直しを行います。

4 施策推進の考え方

(1) 総合的な取組

平成26年に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行され、「子供の貧困対策に関する大綱」が閣議決定されました。国は、子どもの貧困対策を総合的に策定し実施する責務を有し、地方公共団体は、地域の状況に応じた施策を策定し実施する責務を有するとされました。

また、令和元年には法改正が行われ、市町村に対し、子どもの貧困対策計画を策定する努力義務が課されました。重点施策としては、「教育の支援」、「生活の安定に資するための支援」、「保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労支援」、「経済的支援」が掲げられています。

こうした法律や大綱の趣旨を踏まえ、国の4つの重点施策とその支援や制度を必要とする人につなぐ取組を総合的に進めます。

(2) 重点的な取組

一方で、実効性のある施策を実施するためには、地域の子どもや子育て世帯の実態に即した取組が必要です。久留米市の子どもに関するデータや子どもの生活実態調査の結果を分析するとともに、子どもの貧困に関する様々な調査研究のデータも参考としながら、市として必要な施策に重点的に取り組みます。

(3) 施策の関係図

